

# 総務委員会資料

## 所管事務の調査（報告）

「川崎市かわさき市政だより発行規則」の一部改正に係るパブリックコメントの実施について

資料 1 「川崎市かわさき市政だより発行規則」の一部改正に係るパブリックコメントの実施について

資料 2 パブリックコメント募集案内

参考資料 「かわさき市政だより」の配布に係る新型コロナウイルス感染症への対応について

令和 2 年 1 1 月 1 2 日

総 務 企 画 局

## 目的

広報媒体が多様化する中で、市の施策や行事その他市民生活に必要な情報を広報し、市政の円滑な運営に資するために発行する「かわさき市政だより」について、より効果的に発行し、多くの市民の方々に市政情報を伝えることを目的としてリニューアルを実施することに伴い、「川崎市かわさき市政だより発行規則」の一部改正を実施します。

## 1 現状と課題

### ●市政だよりを取り巻く課題

#### (1) 配布率の低下

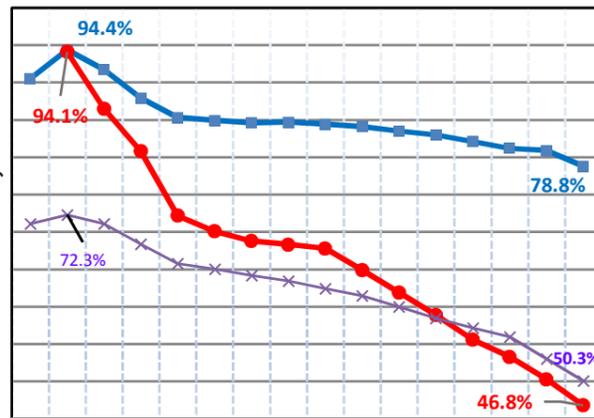
町内会・自治会等の協力により配布している1日号については、微減傾向にはあるものの依然高い配布率にあります。

一方、新聞折込で配布している21日号については、発行開始時(平成8年)当時は1日号の配布率とほぼ同じ9割を超える高い配布率であったものの、新聞購読率低下に伴って急激に減少し、令和元年度は46.8%となっています。

#### (2) 配布団体(町内会・自治会等)の状況

様々な社会環境の変化に伴い町内会・自治会の加入率の低下傾向は続いており、活動の担い手の減少や役員の高齢化の進行などと相まって市政だよりの配布への負担が大きくなっています。

市政だより(1日号・21日号)の配布率の推移



※配布率はH4, 8, 12, 16年は4.1配布部数/4.1現在の世帯数、H20以降は発行部数/世帯数の平均値で算出

### ●広報掲示板を取り巻く課題

#### (1) 情報発信媒体としての限界

情報伝達手段やコミュニケーションの手段が多様化する中、単一方向で、かつ、啓発ポスターが主な内容となっている広報掲示板は、情報発信媒体としての機能を十分に果たしているとは言い難く、令和元年度市民アンケート結果では「広報掲示板を見る」市民は、21%と低利用率でした。

#### (2) 老朽化による危険度の増加

現在、約510基ある広報掲示板の安全確認は目視で行っていますが、令和元年の二度の台風では数基が大きく破損しました。老朽化が著しいものは順次修理をしているものの、現行の運用では安全面に課題があります。

## 2 市政だよりの変遷

- 昭和24年5月 「川崎市政時報」発行(タブロイド判2ページ、月2回、5世帯に1部配布)
- 昭和32年5月 「川崎市政だより」に名称変更(月1回、全世帯配布)
- 昭和47年9月 区版開始(1ページ)
- 昭和51年8月 「かわさき市政だより」に改称。毎月1日発行に
- 平成8年5月 21日号を新聞折込込みで発行開始

#### ★月2回発行の目的

- ・情報量の増大への対応
- ・チラシやパンフレットの配布依頼を減らし市政だよりに一元化することにより町内会・自治会等の負担を軽減 など

#### ★新聞折込とした理由

- ・町内会等への負担増加への懸念
- ・新聞購読率と町内会等による配布率はほぼ同じであり、情報伝達は確保できると判断



平成18年5月 1日号の区版を2ページに拡充

## 3 規則改正の内容

「かわさき市政だより」について、多くの市民の方々に市政情報を伝えるために1日号と21日号を統合し、月2回から月1回の発行に改めるものです。

## 4 市政情報の効果的な発信に向けた「かわさき市政だより」のリニューアル方針

### (1) 1日号(8ページ)と21日号(4ページ)を統合し「月1回、12ページ」の発行とする

- ・月1回、12ページで発行することで、掲載記事の分量は減らさず、読みやすいレイアウトに変更するなど工夫し、「伝える紙面」から「伝わる紙面」づくりへのさらなる重点化が図れます。

1日号(8ページ)	21日号(4ページ)	リニューアル後(12ページ)
表紙	特集記事	表紙
特集記事	お知らせトピックス	特集記事
お知らせトピックス	お知らせ掲示板	お知らせトピックス + 掲示板
各区版	各区版	各区版
1ページ	1ページ	1ページ
2ページ	3ページ	2ページ
1ページ	3ページ	7ページ
2ページ	2ページ	2ページ

※他の政令指定都市で月1回発行としている都市は13都市(札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、静岡、浜松、名古屋、大阪、堺、神戸、岡山、熊本)

#### ●期待される効果

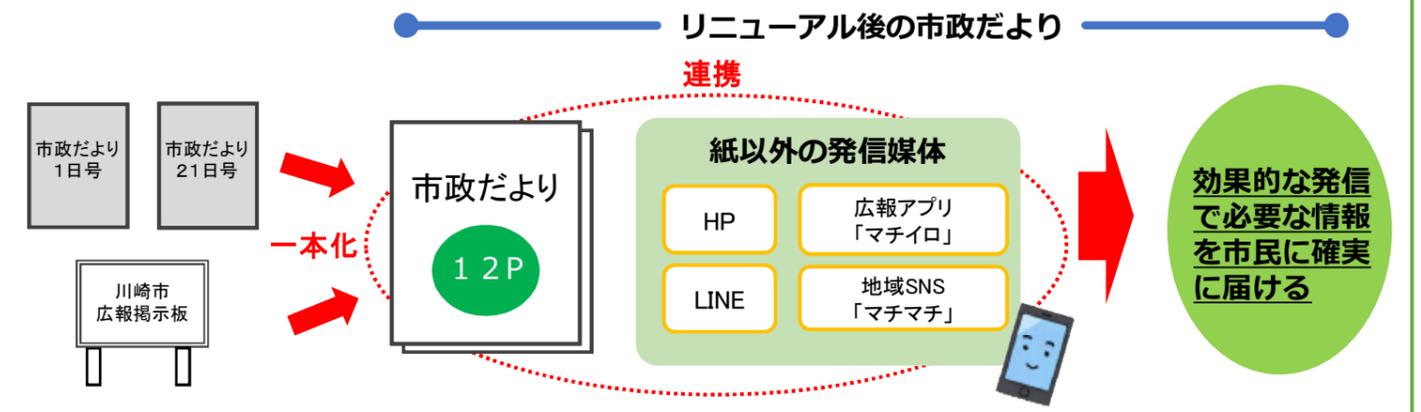
- 21日号特集記事の1ページ分、掲載できる情報量の総量が増えます。
- 読みやすさと、川崎の魅力が伝わる紙面づくりに重点を置いた効果的な発信により、さらなるシビックプライドの醸成につながります。

### (2) 広報掲示板の掲載情報を市政だよりに一本化する

- ・従来は市政だよりの掲載基準外とし、広報掲示板で扱っていた「啓発情報」を、市政だよりに掲載できることとする事で、情報媒体の一元化を図り、広報掲示板の使用を終了します。
- ・使用中止後の譲渡の可能性について検討を進めます。

#### ●期待される効果

広報掲示板へのポスター掲示により広報してきた啓発情報を市政だよりに掲載することで、情報媒体の一元化が図られ、より効率的に、多くの市民に情報が届くようになります。



## 5 今後のスケジュール

- 令和2年11月12日 総務委員会(パブリックコメント実施報告)
- 11月24日～12月25日 パブリックコメント
- 令和3年1月中旬 総務委員会(パブリックコメント結果報告)
- 1月末 規則改正公布
- 2月から 市政だより、ホームページ等で周知
- 5月 改正規則施行

# 「川崎市かわさき市政だより発行規則」の一部改正について

## 市民の皆様からの意見を募集します

市の施策、行事その他市民生活に必要な情報を市民の皆様にお知らせするために発行している広報紙「かわさき市政だより」について、より効果的に発行し、多くの市民の方々に市政情報を伝えることを目的に、月2回（毎月1日、21日）の発行から月1回（毎月1日）の発行に改めるため、「川崎市かわさき市政だより発行規則」を改正する予定です。

つきましては、市民の皆様から広く御意見を募集いたします。

### 1 意見の募集期間

令和2年11月24日（火）から12月25日（金）まで

※ 郵送の場合：12月25日（金）当日必着

※ 持参の場合：12月25日（金）17時15分まで

### 2 資料の閲覧場所

(1) かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階）

(2) 各区役所・支所・出張所 市政資料コーナー

(3) 総務企画局シティプロモーション推進室（川崎市役所第3庁舎11階）

※ この他、川崎市ホームページ「意見公募」から御覧いただけます。

### 3 意見の提出方法

御意見は、電子メール（専用フォーム）、郵送、持参、FAX のいずれかでお寄せください。

- 意見書の書式は自由ですが、「御意見」とともに、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）、連絡先（電話番号、FAX 番号、メールアドレス又は住所）」を明記してください。なお、氏名及び連絡先は、意見書の内容を確認させていただく場合があるため記載をお願いするものです。
- 電子メールは、川崎市ホームページの「パブリックコメント手続」にアクセスし、ホームページ上の案内に従って、専用のフォームを御利用ください。
- 意見書を直接持参する場合は、総務企画局シティプロモーション推進室広報担当（川崎市役所第3庁舎11階）にお越しくください。
- 電話や来庁による口頭での御意見はお受けできませんので御了承ください。
- お寄せいただいた御意見に対する個別回答はいたしません。市の考え方を整理した結果を市のホームページで公表します。
- いただいた個人情報、川崎市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います。

### 4 意見募集結果の公表時期

令和3年1月下旬（予定）

### 5 送付先・問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市総務企画局シティプロモーション推進室広報担当

電話 044-200-2287 FAX 044-200-3915

## 1 これまでの対応

令和2年  
2月以降

新型コロナウイルスの感染拡大

- 町内会等の配布団体や市民から寄せられる感染拡大リスクへの不安

4月7日

国による緊急事態宣言 発出

- 「3密」を伴う仕分け・配布作業を必要とする1日号を、5月から8月までの発行を休止

6月以降

再度の新型コロナウイルスの感染拡大

- 9月から1日号及び21日号の月2回の発行体制を再開するものの、仕分けや配布に係る感染防止の観点から、町内会等の配布団体による配布を見合わせる。

9月～11月

- 【1日号】 新聞折込で配布
  - 【21日号】 新聞折込で配布
- (1日号・21日号とも公共施設等に配架)

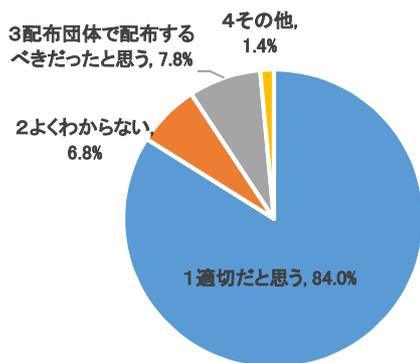
12月以降

- 【1日号】 民間事業者による各戸ポストイングで配布
  - 【21日号】 新聞折込で配布
- (1日号・21日号とも公共施設等に配架)

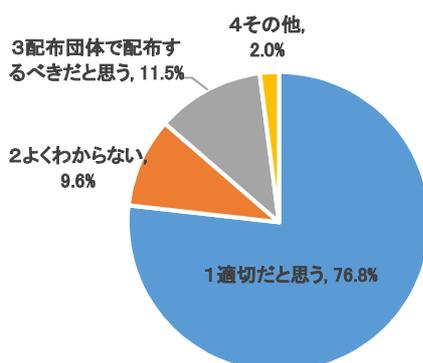
### 【参考】「かわさき市政だより」の配布に関するアンケートの実施結果（抜粋）

- ・ 市政だより及び議会かわさきの配布団体代表者及び送達担当者3,424人に調査、回答数2,172人(回答率 63.6%)
- ・ 調査期間は令和2年8月13日から31日まで
- ※ 調査票には、市政だよりを実際に配布いただいている団体の方にどのように感じているかを聞いたもので、次年度以降の配布についての意思確認ではないことを記載しています。

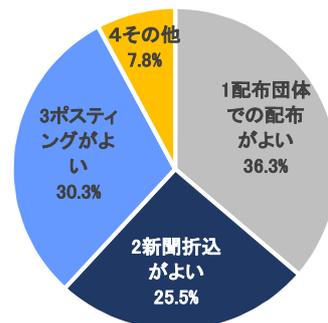
◇市政だより1日号を5月から8月までの間、配布依頼を休止したことについて



◇市政だより9月1日号以降の配布依頼を休止したことについて



◇今後の市政だよりの配布方法についてどのように思いますか



5月～8月までは**80%以上**、9月以降も**75%以上**が配布依頼休止を「適切だと思う」と回答

今後の配布方法を「ポストイングがよい」及び「新聞折込がよい」と回答した団体は**55.8%**

## 2 今後(コロナ終息後)の方向性

- 配布方法を配布団体（町内会・自治会等）の実情に応じた選択制の導入について検討する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の終息が見込める時期に意向調査を実施し、民間事業者による各戸ポストイングから配布団体による配布へと変更できることとします。
- ・ 配布方法、配布エリア、謝礼金など、各団体が配布方法を選択する際に判断いただくための要素や手法については、今後配布団体（町内会・自治会等）の意見を十分踏まえ、検討を進めていきます。